

令和7年3月6日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 小西 理

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	小船木町 (小船木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月4日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業を継続できる新たな担い手の確保が急務
- ・地権者が農業者への理解がない
- ・離農者が増え麦、大豆等の耕作が重荷になっている
- ・10a以下の苗代が多い
- ・市街化区域が多く農地が減っている

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・苗代田の集約化
- ・米、麦、大豆、蕎麦作付けのローテーション

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地については今後他町からの入り作を希望する担い手や新規就農者の受け入れも考慮しながら集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
今後、農地の貸借については調整を推進し、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
苗代田等の集約化
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町内の担い手は高齢化が進んでいることから、地区外からの参入者についても積極的に検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JA農業協同組合等からの協力を得ながら、効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--